

監視対象農場検査プログラム

○ 対象農場

- ① 発生農場と交差汚染の可能性のある農場
- ② 当該発生農場から半径3km圏内（移動制限区域と同等の範囲内）にある農場
- ③ 野生いのししで陽性が確認されている地点から半径10km以内の区域にある農場

○ 実施期間

- ①については、最終接触（推定）日から少なくとも28日間。
- ②については、当該農場を監視下においてから少なくとも28日間。
- ③については、当面継続。

<報告徴求>

家畜伝染病予防法第52条の規定に基づき、飼育豚の臨床症状（※1）、死亡頭数等に関する報告を求める。

※1）臨床症状：呼吸器症状、食欲減退、発熱、元気消失、結膜炎、チアノーゼ、死産、前日からの変化等

<と畜場出荷時検査>：と畜場に肥育豚を直行する場合

- (1) 農場主は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
- (2) 管理獣医師又は農場主は、原則として、出荷前の1週間程度経時的に※1に掲げる臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
- (3) 家畜保健衛生所は、(2)の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
- (4) (3)で出荷豚群の複数頭で40度以上の発熱が認められる等豚コレラが否定できない場合があれば、農場に立入り・採材し、精密検査（血液検査、PCR検査、ELISA検査）を実施すること。
- (5) (3)で異状がなければ、農場主に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

(6) また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

＜他農場移動時検査＞

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ飼養豚等を移動させることができる。

【他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合】

- (1) 農場主は、原則1か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) 原則として、移動豚全頭についてPCR検査及びELISA検査で陰性が確認されていること。
- (4) 移動先の農場で、少なくとも21日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

【他農場へ精液及び受精卵を移動する場合】

- (1) 保管する場合は、保管場所において、区分管理（※2）が実施されていること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) ① 精液：原則として、採精後、当該豚について※1に掲げる臨床症状の有無を確認の上、PCR検査及びELISA検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果がでるまでは、供給しないこと。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている精液と区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液についてPCR検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵：原則として、採卵後、当該豚について※1に掲げる臨床症状の有無を確認の上、PCR検査及びELISA検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

※2) 区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹

底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

【監視対象農場①及び②の解除について】

- (1) 対象農場①及び②については、実施期間を経過した後、立入検査を行い、発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎、流死産等が複数の飼養豚に認められないことを確認すること。
- (2) 当該立入検査時に飼養豚について、
 - ① ELISA 検査を実施し陰性であること
 - ② 体温及び白血球数測定し、体温が 40 度以上又は白血球数が 1 万個/ μ l 未満の個体については、PCR 検査を実施し、陰性であること
 - ③ ①及び②の検査対象とする飼養豚の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数。ただし、各豚舎から少なくとも5頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること
- (3) (1) 及び (2) の検査で異常を認めた場合は、直ちに動物衛生課に連絡すること

(以上)